

平成27年7月7日

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

静岡県磐田市議会議長 加藤 治 吉

安全保障関連法案に対する十分な審議を求める意見書

今年、第2次世界大戦終結から70年の節目の年である。戦争当時の過酷な経験をされた方々が高齢化する中、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっている。このような状況の中、去る5月15日、内閣から、集団的自衛権の行使を限定的に容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出された。

この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされている。

そして現在は、この法案を審議する国会のみならず、多様な場面で本法案に関する多くの議論と意見が交わされているのが実情である。

よって、国においては、安全保障関連法案の取り扱いにあたり、国民の十分な理解を得られるよう努め、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、現在開会中の国会において丁寧かつ十分な審議を尽くすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。